○国土交通省告示第四百九十二号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を次のように改正し、平成二十五年度予算に係る国の補助金から適用する。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表注1中「平成二十年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改める。

別表注2中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

別表注5中「平成二十年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「平成二十年四月二日」を「平成二十五年四月二日」に改める。

○海上保安庁告示第百十六号

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示

（船舶気象通報規程の一部改正）

第一条　船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一、第二、第八、第九及び第十管区海上保安本部を除く。」を「第三、第四、第五、第六及び第七管区海上保安本部に限る。」に改める。

別表第二第十一管区海上保安本部の項中「第十一管区海上保安本部」を「那覇海上保安部」に改める。

（海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示の一部改正）

第二条　海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「管区海上保安本部（災害の原因である事故が発生した場所が石垣海上保安部及び中城海上保安部の管轄区域以外の第十一管区海上保安本部の管轄区域である場合に限る。）」を削り、同条第二項中「管区海上保安本部（第十一管区海上保安本部に限る。）」を削る。

第1号様式㊟中2を削り、3を2とし、4から6までを1ずつ繰り上げ、7中「管区海上保安本部（第十一管区海上保安本部に限る。）」を削る。

第3号様式1号紙㊟中「管区海上保安本部（第十一管区海上保安本部に限る。）」を削る。

第14号様式第3面4中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

（船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部改正）

第三条　船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示（昭和四十四年海上保安庁告示第二百五号）の一部を次のように改正する。

別表小樽の項の次に次のように加える。

石狩湾	小樽	ほっかいどうほあん（HOKKAIDO COAST GUARD RADIO）	一六	常時	小樽海上保安部

（海上保安庁長官の職権を管区海上保安本部長等に委任）

第四条　海上保安庁長官の職権を管区海上保安本部長等に委任（平成六年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二項中「、海上交通センター、ロランセンター及び航路標識事務所」を「及び海上交通センター」に改める。

（海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部改正）

第五条　海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を次のように改正する。

第二条中「（当該事故が発生した場所が石垣海上保安部の管轄区域以外の第十一管区海上保安本部の管轄区域である場合においては、直接に）」を削る。

第二十一条中「管区海上保安本部（第十一管区海上保安本部に限る。）」を削る。

第1号様式別紙3中「管区海上保安本部（第十一管区海上保安本部に限る。）」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第四十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年九月環境省告示第九十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日

環境大臣　石原　伸晃

表中「省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業」を「省エネ型ノンフロン整備促進事業」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十五年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則（平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に従事する企画官を置く規則（平成二十三年三月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第一項中「企画官を置くことができる。」を「併任の者を除き、企画官二人を置く。」に改める。

第二項を削り、第三項を第二項とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院公示第11号

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成25年5月16日

人事院総裁　原　恒雄

1　第2項第8号㈥中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改め、同号中（50の3）を（50の4）とし、（50の2）を（50の3）とし、㈥の次に（50の2）として次のように加える。

（50の2）　第29条第1項の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。

2　この決定による改正は、平成25年5月16日から効力を発生する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体　三九〇円）　（配送料別）